

伝統産業首都圏プロモーション業務 審査基準

1. 審査方法

- (1) 各委員は、企画提案書の内容について、下記の基準に基づき事業者ごとに採点を行う。
- (2) 評価点（非常に優れている 5 点、優れている 4 点、普通 3 点、やや劣っている 2 点、劣っている 1 点）にウェイトを乗じたものを項目点とする。項目点の合計を得点とし、得点の満点は 100 点である。
- (3) 各委員の得点を合計し、その合計得点が最も高い 1 者を最優秀提案者として選定する。
 - ・ただし、全委員の得点の平均が 60 点未満である場合は、最優秀提案者として選定しない。
 - ・合計得点が同じ業者が 2 者以上ある場合は、全委員による択一投票を行い、事業者を選定する。
 - ・審査対象者が 1 者の場合は、審査評価表の採点結果を基に委員の合議により選定する。

2. 評価基準

評価項目	配点	評価点 (※)	ウェイト	項目点
①業務を着実かつ効果的に遂行することができる十分な実施体制が整えられているか	10 点	点	2	点
②業務の進め方やスケジュールが適切に計画され、円滑に進められることが期待でき、かつ現実的であるか	10 点	点	2	点
③参加事業者との調整を円滑に進められることが期待できるか	5 点	点	1	点
④バイヤーやメディア関係者から十分な関心を得られる宣伝方法、個別 PR 方法であるか	20 点	点	4	点
⑤見学内容はバイヤーやメディア関係者から関心を得られることが期待できるか	15 点	点	3	点
⑥マッチング後の伴走支援体制は十分か	5 点	点	1	点
⑦同種の業務実績は十分か	5 点	点	1	点
次の計算式に基づき、評価点を算出する。 評価点＝5×（最低見積額/見積額） ※小数点以下切捨て	30 点	点	6	点
得点	100 点			点

(※) 評価点

非常に優れている	5 点
優れている	4 点
普通	3 点
やや劣っている	2 点
劣っている	1 点